

佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領</p> <p>1～6 略</p> <p>7 数値的判断による失格基準 特定調達契約に係る業務委託以外の低入札価格調査制度対象業務において低入札価格入札者がある場合は、入札執行者は6(1)により入札を終了後、<u>直ちに</u>低入札価格入札者が<u>入札時</u>に提出した業務費内訳書及び入札書の金額により、数値的判断による失格基準判定表（様式第3号）を作成するものとし、次に掲げる数値的判断による失格基準（別添2の低入札価格調査等対応マニュアル別紙1の数値的判断による失格判定基準）に該当する場合は、8及び9による調査を行うことなく、10により課（所）内の競争入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を開催し、失格の決定を行うものとする。</p> <p>数値的判断による失格基準判定表による失格基準の判定にあたっては、起工同時に作成する低入札価格調査失格基準価格作成調書に、入札結果により記載する項目の金額を開札後に記載し、この金額をもとに判定するものとする。なお、低入札価格調査失格基準価格作成調書記載時の端数処理については、当該調書の備考欄記載内容により行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領</p> <p>1～6 略</p> <p>7 数値的判断による失格基準 特定調達契約に係る業務委託以外の低入札価格調査制度対象業務において低入札価格入札者がある場合は、入札執行者は6(1)により入札を終了後、低入札価格入札者が<u>入札後</u>に提出した業務費内訳書及び入札書の金額により、数値的判断による失格基準判定表（様式第3号）を作成するものとし、次に掲げる数値的判断による失格基準（別添2の低入札価格調査等対応マニュアル別紙1の数値的判断による失格判定基準）に該当する場合は、8及び9による調査を行うことなく、10により課（所）内の競争入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を開催し、失格の決定を行うものとする。</p> <p>数値的判断による失格基準判定表による失格基準の判定にあたっては、起工同時に作成する低入札価格調査失格基準価格作成調書に、入札結果により記載する項目の金額を開札後に記載し、この金額をもとに判定するものとする。なお、低入札価格調査失格基準価格作成調書記載時の端数処理については、当該調書の備考欄記載内容により行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要領は令和4年5月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>